

事務連絡
平成13年6月11日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局振興課 介護サービス振興係
福祉用具係

平成13年度介護サービス適正実施指導事業のうち「サービス事業者振興事業」、「福祉用具・住宅改修研修事業」及び「離島等サービス確保対策事業」に係る実施要綱（案）の提示等について

日頃より、介護保険の円滑な施行にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記については、「在宅福祉事業費補助金及び介護保険事業費補助金（低所得者の介護保険サービス利用負担の減免措置分）に係る協議資料の提出について」（平成13年6月4日老計第25号）において、詳細について別途連絡することとしておりましたが、今般、別添1～3のとおり実施要綱（案）を策定いたしましたので、協議資料の作成にあたっては、当該実施要綱（案）を参考に作成して下さい。

なお、「サービス事業者振興事業」及び「離島等サービス確保対策事業」については、老計25号に基づく支出予定額の他に事業計画の内容を把握したいので、下記により資料の提出をお願いいたします。当該事業については、先般の全国介護保険担当課長会議においても申し上げましたが、利用者が介護サービスを適切に選択できる環境整備への取組やサービスの確保が著しく困難な離島や山間へき地等におけるサービス確保対策への取組が重要となっていることから、積極的に活用していただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

「サービス事業者振興事業」及び「離島等サービス確保対策事業」に係る資料提出について

- 1 事業計画の内容について、別添4により提出してください。
- 2 提出締切
6月29日(金)
- 3 提出先
厚生労働省老健局振興課介護サービス振興係
- 4 その他
7月中にヒアリングの実施を予定しておりますが、詳細について別途連絡いたします。

照会先

厚生労働省老健局振興課

TEL 03-5253-1111 (代表)

03-3595-2889 (ダイヤルイン)

FAX 03-3503-7894

サービス事業者振興事業、
離島等サービス確保対策事業
担当 三浦、滝澤、松山

(内線 3982、3983)

福祉用具・住宅改修研修事業

担当 鈴木、金久保 (内 3985)

福祉用具・住宅改修研修事業実施要綱（案）

1 目的

本事業は、介護支援専門員（ケアマネジャー）等に対して、福祉用具及び住宅改修に関する知識の付与を目的とした研修を行うことにより、利用者に対する適切な居宅サービス計画（ケアプラン）の作成促進を図るとともに、講習会等の開催を通じて事業者に介護保険の給付等の仕組みを研修する他、福祉用具や住宅改修による導入効果等についてパンフレット等を作成し、情報提供することによって、介護保険の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

都道府県又は市町村は、事業の全部又は一部を適当な団体に委託して実施できる。

3 事業内容

(1) 介護支援専門員等研修事業

ア 受講対象者

介護支援専門員、福祉用具専門相談員等を対象とする。

イ 研修内容

実習を含めた福祉用具に関する知識や住宅改修工事に関する知識及び事業者との連携方法とする。

ただし、受講者の希望等を考慮して、必要な科目を追加することは差し支えない。

ウ 費用負担

研修会開催費用のうち、教材代等については、受講者の実費負担とすることができる。

エ 講習課程の内容例

教科名	内容
最新の福祉用具に関する基礎知識（4時間）	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の導入効果、選定等 最新福祉用具の操作方法 事業者との連携方法
住宅改修に関する基礎知識（4時間）	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修の位置づけ・導入効果 福祉用具を活用するための住宅改修 事業者との連携方法
住宅改修工事基礎知識（6時間）	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修費の見積もりに関する基礎知識 住宅改修に用いる床材等に関する基礎知識

	・設備工事に関する基礎知識
福祉用具の活用に関する実習 (6時間)	・福祉用具の活用に関する実習

オ その他の留意点

事業の実施にあたっては、「介護支援専門員現任研修事業」との連携を図ること。

(2) 事業者研修事業

ア 受講対象者

特定福祉用具を販売する事業者及び住宅改修を施工する事業者を対象とする。

イ 研修内容

介護保険制度の仕組み（給付、費用負担等）、給付対象となる特定福祉用具の範囲及び住宅改修の範囲とする。

ただし、受講者の希望等を考慮して、必要な科目を追加することは差し支えない。

ウ 費用負担

研修会開催費用のうち、教材代等については、受講者の実費負担とすることができる。

エ 講習課程の内容例

教科名	内容
介護保険制度等に関する基礎知識（2時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の趣旨、目的 ・介護保険の給付の仕組み ・介護保険制度における福祉用具、住宅改修の役割
介護保険における福祉用具の購入について（2時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・給付における要件等留意事項 ・給付対象範囲
介護保険における住宅改修について（2時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・給付における要件等留意事項 ・給付対象範囲

(3) 情報提供事業

介護支援専門員に対しては、福祉用具の使用及び住宅の改修による効果、また福祉用具販売事業者、住宅改修を施行する事業者に対しては、介護保険の対象となる特定福祉用具又は住宅改修の範囲等に関する情報等を記載したパンフレット等を配布することにより情報提供を行う。

離島等サービス確保対策事業実施要綱（案）

1 目的

本事業は、介護サービスの量、種類とも不足している離島や山間等の過疎地域における民間事業者等の参入促進、情報提供体制の構築並びに地域における介護サービス普及啓発活動等を支援することにより、地域の特性に応じた介護サービスの振興を図り、もって利用者が適切にサービスを選択できる環境整備を目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、「厚生大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準」（平成11年3月31日厚生省告示99号）に掲げる地域を管轄する都道府県又は市町村とする。

都道府県又は市町村は、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができる。

3 事業内容

(1) 地域住民のニーズ調査等

- ・地域の特性に応じた介護サービスの振興に資する地域住民のニーズ調査
- ・介護保険制度の理解を促進するための地域住民の啓発などの地域の特性に応じた介護サービスの振興に資するための事業

(2) 事業者誘致の活動

- ・事業者誘致を促進するための広報、事業者説明会等の実施（特定の地域内に限らず、全国的な活動を行う場合を含む）
- ・新規参入予定事業者に対する事業の立ち上げ相談
- ・基準該当サービス事業所の設立に際する情報提供体制の構築などの事業者誘致に資するための事業

(3) 情報提供体制の構築

- ・事業者誘致や人材確保のための情報提供体制の構築
 - ・事業者に対する地域住民の情報提供体制の構築
 - ・事業者の参入状況の情報提供体制の構築
- などの情報提供体制の構築に資するための事業

(4) 関係機関相互の密接な連携の確保

- ・各種介護サービス事業者相互間又は事業者と関係機関との密接な連携を確保するための連絡会議の開催

・介護サービス関係者と住民との意見交換
などの地域における介護サービスの振興を図るための事業

(5) 地域資源等を活用した介護サービスの振興・育成

・事業所（サービス拠点）の立ち上げ支援

・人材を確保するための活動

・介護サービスの担い手を育成するための啓発活動

などの地域の中から基準該当サービスや「相当するサービス」を含めた介護サービス振興・育成を図るための事業

サービス事業者振興事業・離島等サービス確保対策事業

市町村名 担当課(室)

担当者名 連絡先電話番号

市町村名	事業内容	実施主体	支出予定額 (千円)	積算内訳(支出予定額の費用内訳) (円)
合計				

サービス事業者振興事業・離島等サービス確保対策事業

別添4

都道府県名 担当課(室)
 担当者名 連絡先電話番号

都道府県名 又は市町村名	事業内容	事業主体	支出予定額 (千円)	積算内訳(支出予定額の費用内訳) (円)
〇〇県	(1) 事業者参入状況の情報提供 「介護サービス事業所ガイド」の作成・配布 ・新規参入事業者向けに事業所の立ち上げに資 するガイドブックを作成配付する。 作成部数〇部	〇〇県	〇〇〇〇	ガイド印刷製本費 〇〇 (30ページ×〇〇円×1.05) ガイド郵送料 〇〇 (〇箇所×130円)
△△市	(2) 定期的な連絡会議の開催 △△市事業者連絡協議会の設置・運営 ・市内の事業者間での情報交流の場を提供する 連絡協議会を設置する。 毎週1回開催、事業者数〇予定	△△市社会福祉 協議会	〇〇〇〇	事務局職員人件費 〇〇 (1名、賃金〇手当〇 社会保険料〇) 会報作成費 〇〇 (毎月1回発行 20ページ×〇〇円×1.05×12月) 会議室使用料 〇〇 (△△会館会議室 1時間〇×2時間×〇回) 消耗品費 〇〇
合計			〇〇〇〇	

(注) 1 標題の2事業のどちらかに〇をつけ、両方の事業を行う場合は別業とすること。
 2 「事業内容」欄については、実施要綱における「事業内容」の事項を記入し、それに対応した事業毎に事業内容を記入すること。また、それにより難い場合は、事業内容のみ記入すること。
 3 「事業主体」欄には事業を実施する都道府県又は市区町村名、事業を委託により行う場合は委託先名を記入すること。
 4 「積算内訳」欄は、支出予定額に対応させ、都道府県及び市町村における予算要求書の記入要領に準じ、できるだけ詳細に記入すること。また、それにより事業を委託により行う場合も委託料のみとせず、委託事業の内訳を記載すること。
 (例) 旅費の場合：目的、行先、単価、対象者、人数等
 印刷製本費の場合：印刷ページ数、単価、配布先、その部数等
 使用料の場合：使用目的、使用人数、単価等
 5 支出予定額の合計欄については、協議資料の計数と一致すること。
 6 現段階で詳細な積算を示すことが困難な場合は、概算額で計上することとして差し支えない。